
地方独立行政法人神戸市民病院機構職員の懲戒処分について 【アルバイト職員】

処分案件（個人情報の不適正な取扱い・守秘義務違反）

- (1) 被処分者 神戸市立医療センター中央市民病院
アルバイト職員（臨床工学技士）（男性・30歳）
- (2) 処分内容 出勤停止7日
- (3) 処分年月日 2023年6月29日

(4) 処分理由

被処分者は、業務上無関係である患者の電子カルテ情報を閲覧し、閲覧により知り得た情報を知人に漏洩した。

診療情報という特に秘匿性の高い個人情報を不適正に閲覧し、かつ外部に漏洩していることは、重大な服務規律違反であることから、当機構で定める懲戒処分の指針に基づき、上記処分を行った。

なお、漏洩した個人情報は、1名分であり、知人1名以外には漏洩していない。
また、当該漏洩対象となった被害者には、すでに謝罪を行った。

(参考)

管理監督責任として、1名（課長級）を「法人本部長 口頭嚴重注意」とした。（同日付）

【担当部署】

○処分・服務に関すること

法人本部経営企画室総務課

TEL : 078-940-0149・0155

○勤務・業務に関すること

中央市民病院事務局総務課

TEL : 078-302-4463・4350